

議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

第 4 その他

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

- (会長) それでは、只今より令和8年第2回総社市農業委員会総会を開会いたします。
- 只今の出席は、農業委員が15名です。そして農地利用最適化推進委員が2名です。
- 農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。
- 本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。
- 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
- 議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、8番委員、9番委員を指名いたします。
- 次に、日程第2 会期の決定を行います。
- 本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。
- 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。
- 秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

- (農地担当) それでは、議案第8号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局お願いします。
- (主事) 【議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号99番】

- (農地担当) それでは99番、原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (4番委員) 受人の方は、高齢ではありますが、農業を大切にしておられます。申請地につきましては受人の家の前であります。コンバイン、乾燥、糶摺りについては、地元の営農組合へ委託しています。その他につきましては、本人と子が手伝いをしながら耕作をしております。営農については、問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。99番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、99番は許可されました。

【受付番号100番】

- (農地担当) 続きまして100番、南溝手の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (13番委員) 筆数としては沢山ありますが、田としては4枚であります。真ん中の●●●番●と●●●番●は農道になっています。●●●番と●●●番は田をまっすぐにするために1枚の田になっています。受人の●●が申請地を分けてもらえないかということです。受人の住所が●●市になっています。この方は●●●に●●●●●●●●●●の●●●●をされています。ここには年に何回も来られています。耕作面積の内訳ですが●●●●に4、200平方メートルくらい、●●●●に1、315平方メートルくらい、残りの1、597平方メートルは昨年、申請地の隣地を購入しています。昨年も米を作られていました。
- 渡人の3人は後継人がいないということで、今回の申請になったものです。
- 作られるのは、●●の●●●●さんが沢山の米を作られているのですが、その方と一緒に作られるということです。
- 地元としては、営農されるということで問題ありません。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。100番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、100番は許可されました。

【受付番号101番】

- (農地担当) 続きまして101番、上林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件は、1年前に渡人から受人の方へ家を建てるために購入された土地に隣接する細長い農地であります。現在は耕作されていない農地になります。この農地を受人の方が果実や野菜を作りたいということで、今回の申請になったものであります。
- 受人の方の機械などは100メートルぐらい離れたところに実家があります。そこにトラクターや軽トラックがあり、それを借りて耕作するとのことです。
- 問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。101番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、101番は許可されました。

【受付番号102番, 103番, 104番, 105番】

- (農地担当) 続きます102番、日羽の件ですが、103番、104番、105番をまとめて一括審議させていただきます。
- それでは102番、103番、104番、105番の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) 1月27日に大月委員と申請地を確認いたしました。
- 地元としては問題ありません。
- 詳細につきましては、大月委員からお願いいたします。
- (農地担当) 大月委員お願いいたします。
- (大月委員) 1月27日に4番員と申請地を確認いたしました。
- 今回の申請は、渡人の方が実家を売りに出されたことに関連したものであります。渡人は県外に住まわれており地元には帰ってこないことから、農地を近所の方に譲りたいということでの申請であります。
- 102番、103の受人についてですが、農機具等はすべて揃えており問題ありません。次に、104番、105番の受人も稲作をする一式の機械を揃えています。よって、問題ありません。
- それぞれの受人にも確認をしていますので、地元としては問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。
- (農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。
- 102番、103番、104番、105番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【議案第9号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第9号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第9号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号47番】

(農地担当) それでは47番、三輪の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 現地調査は、2月5日に会長 11番委員、高谷推進委員、藤井推進委員と事務局とで行いました。

添付の地図を見ていただければと思います。

申請地は、この後の48番、49番と同じ場所になります。この場所は、3箇所とも山の麓になります。小さな竹が生えている状態でありました。住宅を目的とした農地転用を行っても周農地等への影響はありません。

(農地担当) 報告にありましたように、47番、48番、49番は同じ場所ということで、現地調査の報告を一括して報告していただきました。

審議については、個別に審議したいと思います。

47番の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(5番委員) 申請地は、東が山林、西が雑種地と道、南が雑種地、北が雑種地です。雨水については敷地内に側溝を設け市道側溝に接続します。日照、通風は、建物は2階建て高さ7.7メートルで周辺へ農地がないので問題ないと思います。土砂の流出等は境界沿いにコンクリート擁壁を設置し土砂の崩壊、流出を防ぎます。総合的な判断としては、農地転用しても問題ありません。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。47番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、47番は許可されました。

【受付番号48番】

(農地担当) 続きまして、48番、三輪の件について、地元委員からの報告をお願いいたします。

(5番委員) 申請地の東が雑種地、西は雑種地と道路、南は宅地、北は雑種地です。雨水排水等については敷地内に柵を設け道路側溝に接続します。汚水については公共下水道へ接続します。日照、通風については建物が2階建て高さ7.5メートル程度で農地への影響はないものと思われます。土砂の流出等については、境界にブロック擁壁を設置し土砂の崩壊、流出を防ぎます。農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思われます。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。48番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、48番は許可されました。

【受付番号49番】

(農地担当) 続きまして、49番、三輪の件について、地元委員からの報告をお願いいたします。

(5番委員) 申請地の東は雑種地、西は宅地、南が宅地、北が雑種地です。申請地からの雨水排水については、申請地内にフリームを設け道路側溝に排水します。日照、風通については農地への影響はありません。土砂の流出等は境界添いにブロックを設置し土砂の崩壊、流出を防止します。農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思われます。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

なお、本件は正案件のため始末書が提出されております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。49番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、49番は許可されました。

【報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第4号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) **【報告第4号 報告書について朗読】**

なお、9ページの受付番号67番が取り止めとなりましたので報告いたします。

【報告第5号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第5号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) **【報告第5号 報告書について朗読】**

【報告事項】

(農地担当) 14ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

以上で本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付いたします。

本日の許可件数は、3条関係が7件、5条関係が3件です。

以上で日程第3付議事件の審議を全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。

次に日程第4その他に入ります。委員の方から何かありませんか。

(委員) なし。

(会長) ないようでしたら、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(主任) **【事務局から報告】**

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) **【閉会挨拶】**

閉会 午後2時17分